

いきものふれあいの森で来園者がお互いに楽しく心地よく公園の自然を楽しむために、次のとおり”いきものふれあいの森の約束”をお守りください。



1. ペットを、舗装された園路以外の遊歩道、林地及び草地へ連れ込むことはおやめください。
2. 動植物の採取・捕獲・持出し・持込み（移植・放流）・餌やり（餌付け）をおやめください。
3. 貴重な動植物の保護区への立入りや、動植物の採取・捕獲をおやめください。ただし、ボランティア登録団体の行う子どもたちの遊びや自然観察会等において、生態系や景観に影響を及ぼさない範囲で動植物（貴重種を除く）の採取等（キャッチアンドリリース）は禁止ではありません。
4. 施設内・屋外すべての場所で火気・花火の使用および喫煙はおやめください。ただし、定められた場所での火を使用することはできます。
5. 自転車、スケートボード、キックボード等の乗り入れ、使用をおやめください。

